地域計画変更の概要

〇変更する事由と内容

以下の事由により変更を行います。

１．農地の貸借を行うことに伴う、目標地図と担い手リストの更新（以下農地の位置づけ）

　農地中間管理機構を活用した農地の貸借を行うには、借主の地域計画への位置づけ及び対象農地の目標地図への位置づけ（色付け）が必要なため、計画と地図の追加を行います。なお、担い手としての位置づけを希望しない者は「利用者」として位置づけします。

２．農地の転用を行うことに伴う、目標地図の更新（以下農地の除外）

　目標地図に位置付けられた農地の転用を行うためには、地図からの除外が必要なため、当該農地の除外を行います。

３．地域計画の担い手としての位置づけ申し出による、担い手の追加位置づけ

〇変更を行う地区

申し出のあった、以下の地区で変更を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更の種類 | 変更する地区 |
| １．農地の位置づけ | 岩瀬北部地区、岩瀬東部地区、岩瀬西部地区、大国地区、真壁地区、谷貝地区、樺穂地区、紫尾地区 |
| ２．農地の除外 | 岩瀬東部地区、岩瀬西部地区 |
| ３．担い手の変更 | 岩瀬西地区 |

〇変更の詳細

１．農地の位置づけ、２．農地の除外、３．担い手の変更

上記の変更を行う農地の地番や面積等を確認するには、「農地の位置づけ・除外内容一覧」というExcelファイルを、それを反映した地図については「変更農地位置図」というPDFファイルを、担い手一覧の更新については「計画変更に伴う担い手の変更内容」というExcelファイルを確認下さい。